

備南水道企業団建設工事等高落札率入札調査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、備南水道企業団の契約に関する規程（昭和53年管理規程第4号）に基づき建設工事等の請負契約を締結する場合の競争入札について、予定価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）に対する最低入札価格（失格となったものを除く。）の比率（以下「落札率」という。）が著しく高い場合（以下「高落札率入札」という。）において、適正な積算に基づいて入札価格が設定され、当該入札において公正な競争がなされているか否かを調査するために必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 高落札率入札調査の対象は、随意契約の方法により契約を締結しようとする場合を除く備南水道企業団が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）、次に掲げる業務並びに樹木のせん定及びこれらに相当する業務委託とする。

- (1) 測量業務
- (2) 建設コンサルタント業務
- (3) 地質調査業務
- (4) 補償コンサルタント業務
- (5) 漏水調査業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、備南水道企業団企業長（以下「企業長」という。）が適当と認める業務

(調査基準)

第3条 高落札率入札調査は、最低制限価格に満たない価格をもって入札した者がいない場合であって、当該入札における落札率が97%以上となった場合に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、企業長が特に調査を行う必要があると認めるときは、高落札率入札調査を行うものとする。

(調査班の設置)

第4条 高落札率入札調査を行うため、備南水道企業団建設工事等高落札率入札調査班（以下

「調査班」という。)を設置する。

- 2 調査班は、班長、副班長及び班員をもって組織する。
- 3 班長は事務局次長を、副班長は事務課長をもって充て、班長に事故あるときは、副班長がその職務を代理するものとし、班長、副班長ともに事故あるときは、班長があらかじめ指名した班員がその職務を代理する。
- 4 班員は、工務課長、工務課長補佐、工務係長、浄水係長、事務係長及び工務課主任をもって充てる。

(調査)

第5条 企業長は、第3条に規定する調査基準に該当した場合は、当該入札の落札決定を保留した上で、直ちに全入札参加者（当該入札辞退者、当該入札開札後に無効となった者及び最低制限価格を下回ったことにより失格となった者を除く。）から所定の内訳書の提出を求めるものとする。

- 2 前項の内訳書の提出期限は、当該入札が午前中に行われた場合にあっては同日の午後5時まで、午後から行われた場合にあってはその翌日（翌日が備南水道企業団の休日を定める条例（平成3年条例第3号）第1条に定める休日に当たるときはその翌日）の正午までとする。
- 3 調査班は、第1項の内訳書に基づき、適正な積算によって入札価格が設定されているか否か、入札価格との間に不自然さはないか等について調査するものとする。
- 4 調査班は、前項の調査の結果、必要があると認めたときは、入札参加者から事情を聴くことができるものとする。

(入札の無効)

第6条 企業長は、前条第1項の内訳書の提出を拒んだ入札参加者又は同条第4項の事情の聴取を拒んだ入札参加者の行った入札は無効とすることとし、当該入札参加者に対し、別に定める要領に基づき指名停止の措置を講ずるものとする。

(落札者の決定及び通知)

第7条 企業長は、調査の結果、適正な積算に基づき入札価格が設定されていると認めたときは、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者と決定するものとする。

- 2 企業長は、調査の結果、当該入札に関し談合の事実があったと認められる証拠を得た場合又は入札価格が適正な積算に基づいて設定されていない可能性が高く、談合の疑いが濃厚であると判断した場合は、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 第1項の規定に基づき落札者を決定した場合は、直ちに当該落札者に対して落札決定を通知するとともに、当該落札者以外の入札者に対して、落札結果を通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行し、同日以降に入札執行する建設工事について適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月21日から施行する。